

選挙クイズに挑戦!

「寄附の勧誘はダメ！」

広井 てつお



【問題】

Q1. 投票日は何時から何時まで投票できますか。 →

Q2. 投票日に結婚式で県外に行くことになりました。投票はできないのでしょうか。 →

Q3. 投票する際に投票箱の中を見ることはできますか。 →

Q4. 政治家が選挙区内の者に対し、入学祝、結婚祝、新築祝などを出すことはできますか。 →

Q5. 町内会の役員が、町内の人たち全員に祭りの寄附を募る場合、町内の政治家に対しても寄附を求めることはできますか。 →

Q6. 政治家が選挙区内の者に対し、年賀状等のあいさつ状を出すことはできますか。 →

Q7. 町内会の役員が、「〇〇候補者に投票をお願いします。」と菓子箱を持ってきましたが、受け取ることはできますか。 →

Q8. 選挙運動期間中に、電話で投票依頼をすることはできますか。 →

Q9. 選挙運動期間中に、候補者に陣中見舞いとしてお酒を持っていくことはできますか。 →

Q10. 当選した候補者に、当選祝いとしてお金を持っていくことはできますか。 →



わかったかな?
解答は次のページだよ。